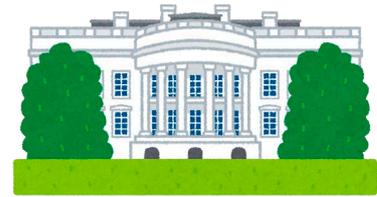


【連載】ワシントン便り

(第25回) Squires長官体制の USPTOの始動



(一財) 知的財産研究教育財団知的財産研究所ワシントン事務所 所長
蛭田 敦 (HIRUTA Atsushi)

1. はじめに

2025年9月にSquires新長官¹が就任し、米国特許商標庁 (USPTO) に新たな動きが生じ始めている。また、USPTOの特許審判部 (PTAB) の首席審判官や、特許局長、商標局長などの採用人事も立て続けに行われているようである。

Squires氏は、大統領からの指名を受け、2025年6月には連邦議会の上院司法委員会の承認も得ていたが、様々な議題があったことから、上院全体での承認を得て新長官に就任するまでに3カ月程度を要した。上院司法委員会により実施された公聴会で審査待ちの出願件数が増加していることなどを問われたSquires氏は、審査官の追加的な採用や、AIの活用などによる審査の効率化について言及していた。後述のとおり、特許の審査期間の長期化には歯止めがかかっているようにも見受けられるが、その短縮化に向けて手腕を発揮されることが期待される。

Squires氏が長官となり、セレモニー的に行われた特許査定への署名においては、暗号技術と医療診断に関する特許出願2件がピックアップされた²。これらの技術は、米国特許法101条の規定により、特許適格性を満たさないとして特許されにくいとされていたものであるが、新長官が取り上げたことで、同技術分野での特許出願を躊躇する動きを抑制したい意図があったと考えられる。特許適格性の判断については弁護士などの実務家から不透明感を指摘する声も多かったが、新長官の下でUSPTOの審査傾向に変化がもたらされるのか否かが注目される。

図1 Squires長官



今回は、2025年度の各種統計情報を確認した上で、Squires氏が新長官に就任した後にUSPTOから発出された政策などを中心に紹介していきたい。Squires長官は、特許保護を重視するプロパテント政策について言及することも多く、その方針がUSPTOにおける審査や審判にどのような影響を及ぼすのかは注視していく必要がある。

2. 統計情報

USPTOが年次報告書で公開している最新の情報は、2024年10月～2025年9月までの2025年度のものである。2025年度途中に政権交代があり、USPTOの幹部交代などが審査関連の統計に影響を与えている可能性もあるが、ひとまず、特許、意匠 (デザイン特許)、商標の法域ごとに統計情報を紹介する。紹介するグラフは、USPTOウェブサイト上の年次報告書³やダッシュボード⁴に掲載された情

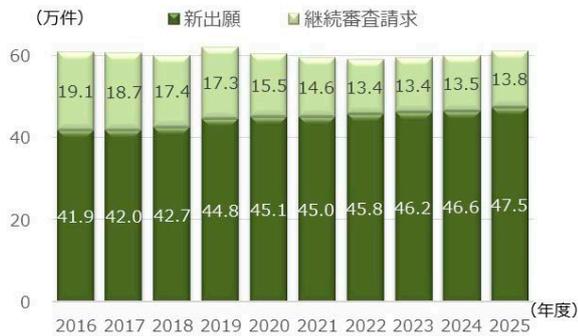
1 USPTOウェブサイト参照 (<https://www.uspto.gov/about-us/executive-biographies>)

2 <https://www.uspto.gov/about-us/news-updates/patent-signing-ceremony>

3 <https://www.uspto.gov/about-us/performance-and-planning/uspto-annual-reports>

4 <https://www.uspto.gov/learning-and-resources/data-and-statistics>

図2 米国における特許出願件数



報に基づいて作成したものである。

(1) 特許

USPTOへの特許出願件数は、新出願と継続審査請求（最終拒絶を受けた後に審査官に再審査を求める請求）との合計で60万件程度で推移している。2025年度の出願件数は、前年度比で2.2%増加し、約61.2万件となっている。一方、審査期間は、USPTOにおける業務環境の変化による審査官の離職などもあり、最終処分までの平均期間は長期化していないものの、一次審査の結果が得られるまでの平均期間は2.7カ月程度長期化している。USPTOは、特に審査待ち期間が長くなっていった出願の審査を優先的に進めたため、平均期間が長期化した旨も説明しているが、今後の審査期間の変化を注視する必要がある。

次に、特許出願（デザイン特許：意匠を含む）を出願人の居住地別で見ると、米国外からの出願が米

図3 米国における特許審査期間



国内からの出願を上回る状況が続いている。なお、USPTOから提供されているデータは2024年度までであり、2025年度の状況までは明らかになっていない。図4に示すとおり、近年は米国外からの出願件数に大きな変動はなく、米国外からの出願が米国内からの出願を上回る傾向が続いている。

出願人国籍別に特許出願件数の推移を見ると、長年にわたり出願件数で首位を維持してきた日本からの出願が減少傾向にあり、2024年度には新出願と継続審査請求の総数においても、中国に抜かれる形となった。出願件数の増加とともに、中国企業が保有する特許権も増加傾向にあり、米国第一主義を提唱する現政権が、どのようにプロパテント政策を進めていくのか注目される。

(2) 意匠（デザイン特許）

USPTOへの意匠出願件数は、図5に示されるとおり増加傾向にあり、2025年度には前年度比3.8%

図4 米国における出願人国籍別特許出願件数

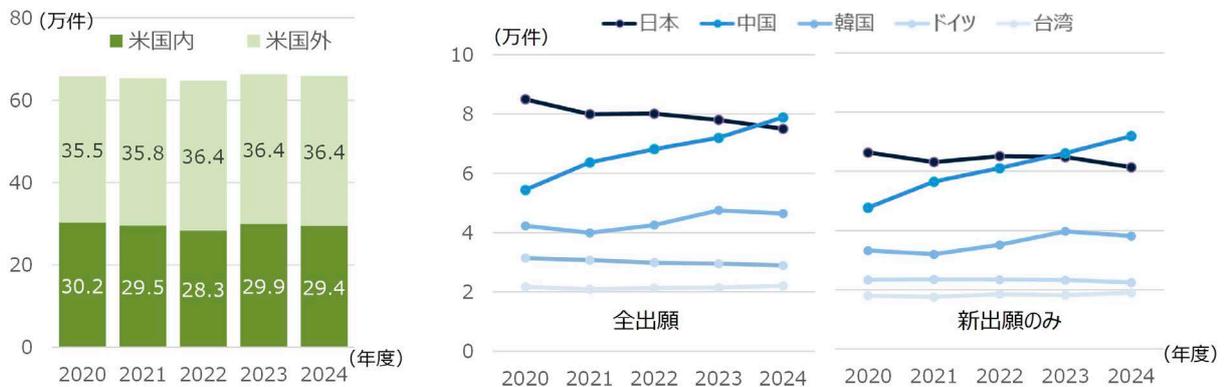
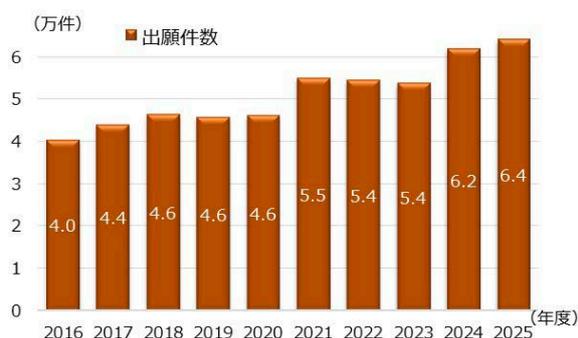


図5 米国における意匠出願件数



増の6.4万件となった。2024年の連邦巡回控訴裁判所 (Court of Appeals for the Federal Circuit: CAFC) 大合議で判決が下されたLKQ事件⁵を受けて、意匠の自明性の要件が厳しくなり、出願行為にブレーキが掛かることも懸念されたが、統計情報を見る限りは影響がなかったようである。意匠出願件数が増加すると、審査期間の長期化も懸念されるが、図6に示されるとおり、審査期間に大きな変化はない。2025年10月からは意匠審査にAIツール「Design Vision」を導入することも報告されており⁶、審査システムのサポートを得て、より効率的に意匠審査が行われ、審査期間が短縮することが期待される。

(3) 商標

USPTOの近年の統計情報の中で、最も出願人にとってうれしい点は、商標審査期間が短縮傾向になっていることであると考えられる。図8に示され

図7 米国における商標出願件数

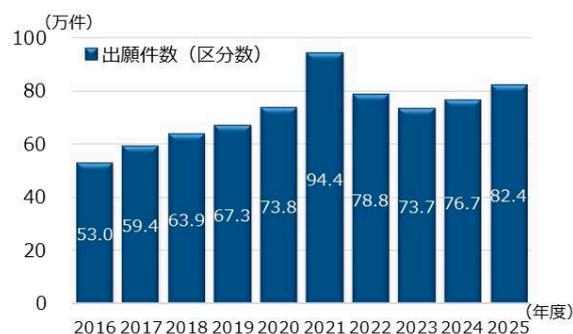


図6 米国における意匠審査期間



るとおり、オンラインマーケットの活性化などをを受けて2021年度に特異的な出願増があったが、その後もUSPTOへの商標出願件数は増加傾向にある。2025年度の商標出願件数は、前年度から7.4%増加して、82.4万件となった。審査期間については、特異的な出願増を受けて2021年度から長期化傾向となったものの、2023年度をピークとして短縮化されている。2025年度のUSPTOの目標値として、一次審査までの平均期間は6.7カ月、最終処分までの期間は13カ月と定められ、年度末には、一次審査期間で5.6カ月、最終処分期間で11.7カ月まで短縮され、目標が達成された。今後のターゲットとしては2028年度末までに、一次審査期間で4カ月、最終処分期間で9カ月が設定されており、早期に達成されることが期待される。

商標の出願人属性別の出願傾向には大きな変化がなく、米国内からの出願が6割超となっている。米国外からの出願では中国からの出願が過半数となっ

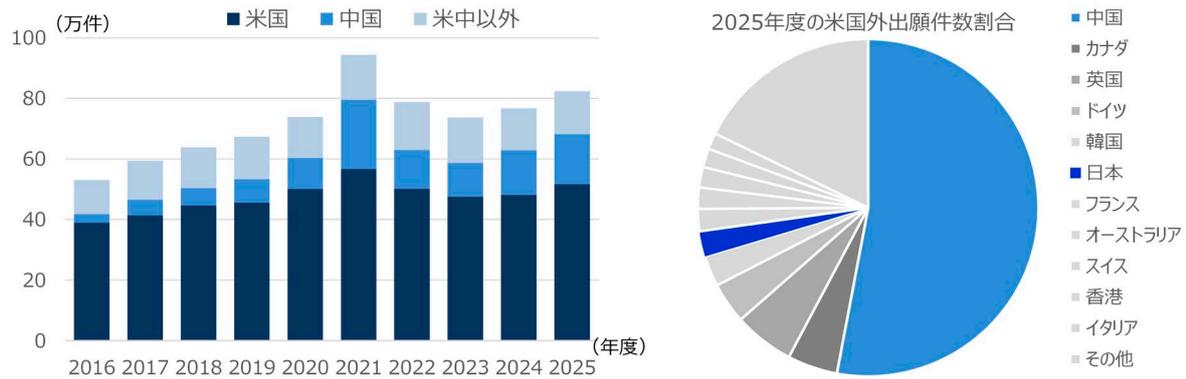
図8 米国における商標審査期間



5 https://cafc.uscourts.gov/opinions-orders/21-2348.OPINION.5-21-2024_2321050.pdf

6 <https://www.uspto.gov/sites/default/files/documents/og-designvision-2025-07-16.pdf>

図9 米国における出願人国籍別商標出願件数



ており、2025年度の中国からの商標出願は、前年度比で12.6%増加し、16.5万件に及んでいる。日本からの出願件数は米国外では6位に位置しており昨年度と順位に変動はないが、前年度比で6%程度減少している。

3. 審査の効率化へのUSPTOの取り組み

USPTOは、優先審査の仕組みを利用して、審査の効率化を図っているようである。Squires長官が就任してから開始された取り組みをいくつか紹介する。

(1) 請求項の構成が簡素な特許出願に対する早期審査の試行

USPTOは、2025年10月24日、特許出願の請求項が特定の条件を満足することを要件とした早期審査試行プログラム (Streamlined Claim Set Pilot Program) の開始を公表した⁷。独立請求項が1つのみで総請求項数も10以下といった要件を満足する出願が対象になる。試行プログラムの概要は次のとおりである。

▷対象となる特許出願は、2025年10月27日以前に電子的に出願された通常出願であり、継続出願や意匠 (デザイン特許) 出願は対象外とされる。また、優先権主張を伴う特許出願や、既に担当審査官の割り当てが済んでいる特許出願も対象外とされている。

▷出願人は、所定の手数料⁸の納付とともに申請する必要がある。対象の出願について、独立請求項が1つ、総請求項数が10以下、多項従属請求項 (マルチクレーム) を含まないといった要件を充足するよう自発的に補正する必要がある。

▷早期審査対象に認められた場合、最初のオフィスアクションが優先的に行われる。最初のオフィスアクション以降は、通常の出願と同様に扱われる。

▷同一発明者 (共同発明者である場合を含む) は、3件以上の出願について本プログラムの適用を受けることができない。また、非公開の請求を行っている出願については、本試行プログラムの適用を申請する時まで当該請求を取り下げる必要がある。

▷本試行プログラムは10月27日に開始され、①2026年10月27日、又は②審査部門 (TC) 当たり200件以上の対象出願を受け付けた日、のいずれか早い日まで継続され、TCごとの受理件数に関する情報はUSPTOウェブサイトを通じて提供・更新される。

USPTOは、本試行プログラムを通じて、請求項の構成を簡素化することが審査待ち期間や審査の質に与える影響について評価したいと説明している。

⁷ <https://www.uspto.gov/about-us/news-updates/uspto-launches-new-streamlined-claim-set-pilot-program-further-reduce-patent>

⁸ 後述の優先審査制度 (Track One) よりも低額に設定されている。

(2) 特許審査ハイウェイ (Patent Prosecution Highway: PPH) の審査期間調整

USPTOは、2025年10月28日、PPH⁹の対象となった特許出願の審査待ち期間を技術分野単位で調整する旨を公表した¹⁰。PPH対象の審査待ち期間は、技術分野ごとに、通常の審査待ち期間の約半分となるように調整されることとなる。

USPTOによれば、現在、PPH対象の一次審査通知期間（FA期間）は平均で7.5カ月である一方で、通常のFA期間が平均で22カ月と長期化し、審査待ち期間の差が大きい。USPTOは、PPH対象の出願数は全体の2%程度にとどまるものの、通常出願との不均衡を是正し、全ての出願人にとって公平な審査を提供する必要があると説明している。

USPTOは、今般の審査待ち期間の調整を行ったとしても、PPHにより審査待ち期間が約半分になるというメリットはあり、通常案件の審査待ち期間を短縮できれば、それに伴いPPH対象案件の審査待ち期間も短縮されることになることを説明している。

早期審査に関しては、新長官が就任する前から複数の運用変更が行われてきた。第二次トランプ政権の発足後、地球温暖化関連の政策変更などの影響を示唆する声もあるが、2025年6月には、次の類型に属する特許出願について、早期審査の停止が公表された。

1. 環境の改善に資するものである場合
2. エネルギー資源の開発又は保全に貢献するものである場合
3. テロリズムへの対策に貢献するものである場合

USPTOは、これらの早期審査を廃止する理由について、次のように説明している。

▷ 2011年に開始された優先審査制度（Track One）が、手数料は必要とされるものの、発明の内容や先行技術調査の実施など早期審査申請に必要な各種要件が課されないために多く利用されており、上述の早期審査の利用者数は年間100者未満に限定される。

▷ 早期審査申請を受理するか否か、また、要件の順守状況をウォッチングするために審査部門（technology centers）に負荷がかかっており、審査部門の労力を審査実務に効果的に投入する必要があった。

▷ 2024年度は早期審査申請の3分の1が要件を充足していないことを理由に早期審査対象とされなかったなど、必要なコストに照らし出願人にとってメリットのある制度となっていなかった。

また、2025年3月には、個人・極小規模事業者が初めて特許出願する際に審査を迅速に行う試行プログラム（First-Time Filer Expedited Examination Pilot Program）も終了している。このプログラムは、個人や地域によるイノベーションを促すために2023年から実施されていたものであった。

加えて、意匠出願に対する早期審査についても2025年8月に一部の運用が廃止された。廃止された早期審査は、小規模事業者・極小規模事業者などの属性に応じた手数料の納付と、申請人による先行調査の実施が請求要件とされているものである。この早期審査については、事業者資格の虚偽主張にも起因して、請求件数が導入当時の560%まで急増していた。USPTOは、この運用廃止により、未審査状態にある意匠出願の審査待ち期間の短縮のみならず、手数料の軽減措置の享受を目的とした極小規模事業者資格の虚偽主張などを抑制することにもつながると説明している。これにより、意匠出願に対する早期審査は、環境の改善やエネルギー資源の開発・保全などに資するものである場合（手数料必要）、出願人の年齢や健康状態を理由とする場合（手数料不要）に制限されることとなった。

早期審査に関するUSPTOの一連の取り組みから、早期審査に要するUSPTOの労力を削減して審査待ちの状態となっている出願全体の審査を促進しようとする動きが理解できる。

9 ある知的財産庁で特許可能と判断された発明について、その審査結果を活用することにより、他の知的財産庁において迅速に審査を受けられるようにする知的財産庁間の審査協力の枠組み

10 <https://www.uspto.gov/patents/basics/international-protection/patent-prosecution-highway-pph-fast-track>

4. 審査へのAIの活用

USPTOは、審査の効率化や高品質化のためにAIの活用も検討している。AIの活用に関するUSPTOの主な取り組みは次のとおりである。

(1) ASAP!

USPTOは、2025年10月8日付の官報で、特許出願の実体審査前に、AIツールによる先行技術調査の結果を出願人に通知するプログラム（Artificial Intelligence Search Automated Pilot：ASAP!）¹¹を試行的に実施する旨を公表した。このプログラムを通じて、出願人は、特許審査官による実体審査の前に潜在的な先行技術を認識し、自発的な補正や出願の放棄などを検討することができる。同プログラムの概要は次のとおりである。

- ▷対象となる特許出願は、2025年10月20日以降に電子的に出願された通常出願であり、継続出願や仮出願は対象外となる。また、意匠出願や国内移行された国際出願なども対象外とされている。
- ▷出願人は、所定の手数料の納付とともに申請を行う必要がある。不備により申請が却下された場合、不備を是正する機会はなく、再申請もできない。
- ▷先行技術調査は、USPTOのAIツールにより、特許分類（CPC）、明細書、クレーム、要約などの出願情報を基に、複数の公開文献データベースから、外国特許文献も含めた情報・文献を検索することで行われる。
- ▷AIツールにより特定された10件以下の文献がその近似性に応じて列記される形で、調査結果が出願人に通知される。示された調査結果に対して、出願人に応答する義務はない。
- ▷この試行プログラムは、2025年10月20日に申請受付が開始され、①2026年4月20日か、②審査部門（TC）当たり200件以上の申請を受理した日のいずれか早い日まで継続される予定であり、申請受理合計数に関する情報はUSPTOウェブサイトを通じて提供・更新される予定である。

USPTOは、本試行プログラムについて、特許審査の品質向上や効率化に資するものである旨を説明している。他方、知的財産関係者からは、USPTOのAIツールによる先行技術調査の精度が不明であることなどから、その利用に否定的な声もある。

(2) DesignVision

USPTOは、2025年10月からAIを活用した新たな画像検索ツール「DesignVision」を意匠審査で使用する旨を公表した¹²。このツールは、AIを活用した初めての画像検索ツールであり、より効率的で効果的な先行デザイン調査の実施を目的として、意匠審査官に提供される。

DesignVisionは、米国内の登録意匠や商標のみならず、世界知的所有権機関（WIPO）や欧州連合知的財産庁（EUIPO）など80以上の米国外の知財庁・機関における登録意匠も対象として、単一の検索インターフェースにおいて近似性に基づく画像検索を可能とする。また、画像検索の際に特徴付け（特定の要素を強調して検索）を行う機能やテキスト・分類で検索結果をフィルタリングする機能も有する。

審査官によるDesignVisionを用いた検索情報は、出願記録に登録され、審査官が検索に利用した画像やフィルタリング情報や検索結果に関する情報が追跡可能となる。

USPTOは、このツールを利用して意匠審査を効率化させることで意匠の審査待ち出願件数を減少させる意向であり、将来的には、特許審査においてもこのツールを活用することを検討しているようである。他方、現時点において、DesignVisionを出願人などの公衆に開放する予定はないとされている。

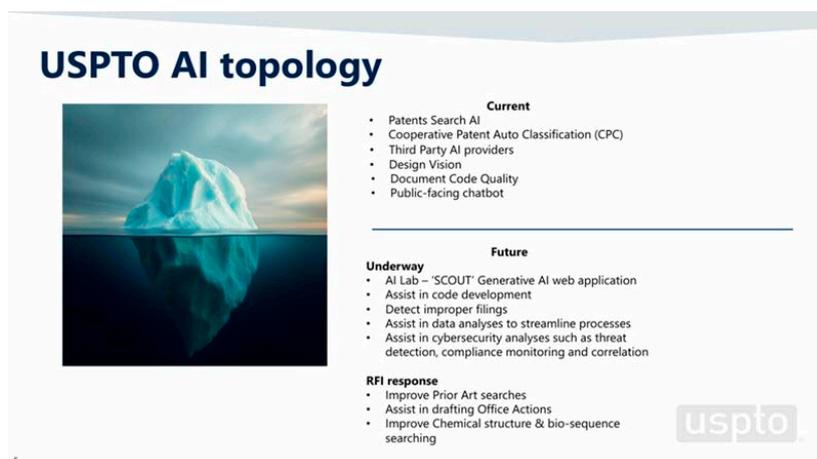
(3) 今後の展望

USPTOは、特許審査における先行技術調査や意匠審査における先行デザイン調査のみならず、特許分類の付与など、様々な領域でAIの活用を検討し

11 <https://www.uspto.gov/about-us/news-updates/uspto-launches-new-ai-pilot-pre-examination-utility-application-search>

12 <https://www.uspto.gov/sites/default/files/documents/og-designvision-2025-07-16.pdf>

図10 USPTOにおけるAI活用ビジョン



ている。

図10はUSPTOがウェビナー¹³で紹介した資料であるが、将来的には生成AIの活用なども検討されており、審査書類の作成補助に利用される可能性もあるようである。

知的財産庁におけるAIの活用においては、国際的な協力もあり得る。USPTO、欧州特許庁（EPO）そして日本国特許庁の三極における取り組みでは、2025年10月にUSPTOがホストとなって実施された会合において、今後、AIに関するワーキンググループでの議論を実施することや、三極でのAIビジョンを検討することが合意された¹⁴。このような国際的な取り組みにより、AIがより有効に特許などの審査に活用されていくことが期待される。

5. おわりに

Squires新長官の下で実施されている審査の効率化や高品質化への取り組みは、USPTOにおける早

期の知的財産権の設定を促し、出願人のビジネスに推進力を与えるものと考えられる。また、前号で紹介した特許審判部における審理開始決定手続についてもSquires長官に裁量権が移る形となっているが、審理決定割合は前年までに比べて低くなっており、一度特許されたら無効化されにくい状況が続いている。厳しすぎる特許適格性の判断に対する是正なども相まって、今後のUSPTOの審査は、権利化されやすく無効化されにくい傾向になっていくのかもしれない。そうなると、権利者にとってはビジネスの予見可能性が高まるというポジティブな影響が生じると考えられるが、その一方で、瑕疵のある権利が設定されてしまった場合には権利の濫用を抑制しにくいといったネガティブな影響も生じ得る。

米国の経済状況は常に世界中から注目されるどころであるが、USPTOの施策、そしてUSPTOが設定する知的財産権が米国経済に活力を与えることを期待したい。

蛭田 敦 (HIRUTA Atsushi)

2002年に特許庁に入庁。特許審査官、審判官のほか、審査基準室長補佐（基準企画班長）、総務課長補佐（法規班長）、審判課審判企画室課長補佐、調整課長補佐（企画調査班長）、特許情報室長などを経験。2011年7月から2013年6月まで客員研究員としてボストン大学ロースクールに滞在。2023年6月から現職（ジェトロニューヨーク知的財産部長を兼務）。

13 USPTO Hour: Artificial intelligence (<https://www.uspto.gov/about-us/events/uspto-hour-artificial-intelligence>)

14 <https://www.uspto.gov/about-us/news-updates/trilateral-offices-meet-discuss-ways-enhance-patent-quality-and-improve>